

健全化判断比率及び資金不足比率について

財政課 内線241

平成19年6月に成立・公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、各自治体が財政の健全性を判断するための指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）の公表が義務付けられました。また、平成21年4月から健全化法が全面施行されたことにより、各指標が基準を超えた場合には、財政の早期健全化や再生などを図るための計画作成などが必要となります。

1 平成20年度決算に基づく健全化判断比率

(単位: %)

区 分	湯河原町の比率	早期健全化基準	財政再生基準	説 明
実質赤字比率	— (2.43)	14.71	20.00	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	— (16.35)	19.71	40.00	全会計を対象とした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	10.2	25.0	35.0	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	113.1	350.0		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

備 考

- 1 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「—」
- 2 () 内は実質黒字の比率

2 平成20年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

(単位: %)

公営企業に係る特別会計の名称	湯河原町の比率	経営健全化基準	説 明
下水道事業特別会計	— (2.3)	20.0	資金不足額の事業の規模に対する比率
水道事業会計	— (52.5)		
温泉事業会計	— (118.6)		

備 考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は「—」
- 2 () 内は資金剰余の比率

※一般会計等…一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計

※早期健全化基準…自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告

※財政再生基準…国の関与による確実な再生を図るため、将来負担比率を除く指標のうち、1つでも基準以上となった場合、財政再生計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告

なお、連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置により平成21・22年度は40.00%、平成23年度は35.00%、平成24年度以降は本則の30.00%

※経営健全化基準…公営企業の自主的な改善努力による経営健全化を図るため、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告

健全化判断比率及び資金不足比率の対象について

